

令和7年7月29日開催

教育委員会会議録

福知山市教育委員会

- 1 開会の日時 令和7年7月29日（火）
午後1時30分
- 2 閉会の日時 令和7年7月29日（火）
午後1時56分
- 3 招集の場所 市民交流プラザふくちやま 3階 視聴覚室
- 4 出席委員の氏名 廣 田 康 男
塩 見 佳扶子
加 藤 由 美
織 田 信 夫
小 林 加奈子
- 5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの
教育部長 大 西 孝 治
教育委員会事務局理事 伊 豆 英 一
次長兼教育総務課長 濱 田 亜希子
次長兼学校教育課長 間 島 哲 哉
学校教育課担当課長兼教育総務課 福 知 泰 輔
学校教育課総括指導主事 中 川 清 人
学校給食センター所長 谷 垣 薫
生涯学習課長兼中央公民館長 西 村 憲 二
中央公民館管理担当次長 荻 野 幹 雄
図書館長 足 立 亜 弥
市民生活部文化・スポーツ振興室次長 井 上 郷太郎
- 6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者
次長兼教育総務課長 濱 田 亜希子

7 議事及び議題

別添のとおり

8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

議第8号 原案どおり可決、承認

議第9号 原案どおり可決、承認

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

福知山市教育委員会 教育長

福知山市教育委員会 委 員

福知山市教育委員会 委 員

福知山市教育委員会 委 員

福知山市教育委員会 委 員

教育委員会会議録調製者 教育部長

教 育 委 員 会 会 議 録

1 開会

廣田教育長が開会を宣告。

廣田教育長 次に、現在のところはありませんが、傍聴人から傍聴の申請がありましたら許可をしてもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

廣田教育長 許可をさせていただきます。

2 前回会議録の承認

廣田教育長 前回の会議録については、異議ありませんでしょうか。

全委員 異議なし。

廣田教育長 それでは、異議がなければ承認をお願いします。
あとで会議録に署名をお願いしたいと思います。

3 教育長報告の要旨

廣田教育長から以下の報告がありました。

(1) 学校運営協議会の開催状況 ※別紙①

それでは教育長報告を行います。

1点目は、遅くなりましたが、学校運営協議会の開催状況についてです。

別紙の表を見ていただけたらと思いますが、1回目はどの学校ブロックも終わっております。全ての市立学校・園・こども園に学校運営協議会が設置され、今年度3年目を迎えています。委員と教職員の対話等、少しずつ学校の特色ある取組が進みつつあるのではないかと思います。

先日の防災の校長研修でも、災害時に学校運営協議会の役割が大きかった事例の紹介がありましたが、今後この組織をいかに学校経営に生かしていくか、校長のマネジメントに期待したいと思います。

(2) 児童生徒性暴力等の防止等に関する教職員の服務規律の確保の徹底 ※別紙②

ア 文科省による通知 7月1日(火)

イ 文科省による緊急オンライン会議 7月10日(木)

対象：都道府県・政令指定都市教育長

ウ 府内市町(組合)教育委員会教育長会議(オンライン) 7月11日(金)

対象：府内教育長

エ 福知山市立学校緊急校長会議(オンライン) 7月16日(水)

対象：校長

続きまして2点目は、資料2を御覧ください。御存じのように教職員による児童への盗撮や画像共有をはじめ、極めて重大な性暴力事案が相次いで報道され、教育現場に対して不信の目が注がれるという深刻な状況となるとともに、大きな社会問題となってい

ます。

こうした事態を受け、文部科学省では7月1日に緊急通知を発出するとともに、7月10日には全国の都道府県教育長等を対象に、さらに翌11日には、府教委による府内教育長等への緊急オンライン会議が開催されました。これらの経過を踏まえ、7月16日に本市の市立学校緊急校長会議をオンラインで実施しました。

会議では、お配りしています資料に基づいて、学校教育課長から説明を行い、1学期終業式直前ではありましたが、適宜各校で通知の趣旨の徹底を図るとともに、迅速にそして継続的に取り組むように指示をしました。

私からは冒頭に、子どもたちにとって学校は、安心して学び、自分らしく過ごせる場であらねばならず、そのためにも、教職員が高い倫理意識をもって行動できるよう、管理職は日常的に目を配り、声をかける役割を担っていることを訴えました。

ただ、これまで同様、子どもたちにしっかり向き合うことは、委縮することのないようにという点も併せてお願いしました。

こうした会議を開かざるを得ない状況が残念でなりません。

(3) 給特法の改正 ※別紙③

7月14日 市町村教育委員会教育長会議（オンライン）で概要説明

ア 学校における働き方改革の一層の推進

○教育委員会における実施の確保のための措置

○学校における実施の確保のための措置

イ 組織的な学校運営及び指導の促進

ウ 教員の処遇の改善

○高度専門職にふさわしい処遇の改善

○職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

次に、給特法の改正、いわゆる「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」が6月に国会において可決され成立しました。

これに伴い、7月14日に市町村教育委員会教育長会議がオンラインで開催され、概要の説明がありました。

主な内容については、別紙で御確認ください。

改正の内容としては大きく3つの柱があり、特に教育委員会では来年の4月までに「業務量管理・健康確保措置の実施計画」の策定、公表、実施状況の公表が義務付けられました。また、計画の内容及び実施状況について総合教育会議への報告も義務付けられました。

学校現場では、学校運営協議会の承認を得ることとなっている、学校運営に関する基本的な方針に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めることになっています。

この「業務量管理・健康確保措置」の実施計画の策定に向けては、文部科学大臣の定める指針に即してとなっていますが、9月頃にひな形が公表されるということです。

2点目の柱として、組織的な学校運営及び指導の促進では、教職員間の総合的な調整を担う「主務教諭」の配置が挙げられます。詳しい説明はこれからですが、定数内の職員に新たに担ってもらうことになるようです。

3点目の柱としての処遇改善ですが、教育調整額の段階的引き上げ、担任手当等の創設が中心となるようです。

処遇改善が図られるということは、大変好ましいことではありますが、これを含め全体的にあらまし程度しか明らかになっていない点多々あり、今後動向を注視して、現

場とも共有していきたいと考えています。

(4) 教育課程企画特別部会における審議の状況 ※別紙④

次に、大きな4点目は、別紙4を見ていただきながらお聞きください。中央教育審議会では、すでに10回に及ぶ教育課程企画特別部会が開催されて、次期学習指導要領の検討が進められています。実は、昨日第11回目の会議が開催されましたが、本日は第1回から10回まで、どのような議論がされてきたか、概略を説明させていただきます。

なお、それぞれの回の骨子を文科省の資料を基に私なりにまとめたものを配らせていただきましたので、参考にしてください。詳しくは文科省のホームページで特別部会を見ていただいたら、よくまとまった資料があります。

まず、改訂に向けての論点は大きく4つあります。1点目が、「質の高い授業づくりに直結するわかりやすい学習指導要領にするには」、2点目が、「多様な子どもたちを包摂する、教育課程の柔軟な対応とは」、3点目が、「教科等において改訂すべき点は何か」、4点目が、「過度な負担を生じさせずに趣旨を実現するには」です。

これらの論点のもと、審議が進められており、議論のキーワードとしては、例えば、第4回の部会では、柔軟な教育課程について、総授業時数の中に「裁量的な時間」を設けるという案が出ています。各学校の状況に応じた学びの時間や研修・研究などに充てることができ、ここで何に取り組むかは、各学校の現状分析と創意工夫が鍵になります。国や府の学力調査なども分析しながら、今から議論を始めることは、大切なことだと思います。

また、第8回の部会では、デジタル学習基盤を基礎として、質の高い探究的な学びを進めようという議論もされています。生成AIが発展するなかで、人間に求められるのは探求力となります。総合の時間を中心に各学校で探究的な学びのあり方を構想していくことになります。なお、探究的な学び、課題解決型の学習については、本市の次期「響プラン・F」の柱としていきたいと考えています。

探究的な学びを進めるうえではデジタルも有効であり、紙かデジタルか、知識か探究かという2項対立ではなく、学びを豊かにするためにどうすればよいかという視点で、ベストミックスで授業改善を進めることが重要となります。また、探究的な学びの充実のため、情報活用能力の段階的・系統的な育成が必要ということで、小学校では総合的な学習の時間を使つての情報を学ぶ時間の設定、中学校では技術分野で情報教育を大幅に増やし、家庭科との分離も提案されています。

第9回は、余白を生み出した時間で何を教えるか、教科書をすべて教える学びからどう脱却するかという議論がされています。その実現のためには、カリキュラムマネジメントが大事となります。各学校において、全教員でカリキュラムを議論するような文化を作り上げることが、これから求められることになります。

第10回の部会では、3つのテーマが一気に取り上げられましたが、中でも評価に関わる提案については、ニュースでも大きく取り上げられました。評価材料を集めるのに一苦労だった「主体的に学習に取り組む態度」が目標準拠評価ではなく、個人内評価として捉える見直しが示されました。特に際立った場合には、「思考・判断・表現」の観点に丸を付けるとされています。

複雑化・困難化している状況の中、大きな改革が議論されています。こうした動向は注目する必要がありますが、現場では今の指導要領の理解浸透さえ十分ではないとの声がありますので、文科省の資料を紹介しながら、まずはそこをもう一度大切にするよう、校長にはお願いをしているところです。

私からの報告は以上です。何か御質問はございませんでしょうか。

塩見委員 お尋ねをします。

1 点目の学校運営協議会についてです。

第 1 回の会議がすでに終了しています。それぞれのブロックごとに実態が違いますので、出てきている内容は様々多様性があるとは思いますが、全体を通して、何か教育委員会が今年 1 年間傾向を把握しておかなければならないような特筆すべき御意見・内容がありましたら、お知らせください。

廣田教育長 教育委員会としては、それぞれの地域性に基づいて学校の特色を出していくという、一つの大きな役割を学校運営協議会と連携する中で期待しています。とりわけこの点というところまでは、特にお願いしておりませんが、まずは、これまでの学校評議会とは違った、地域と学校が Win-Win のよい関係となるような、そして、学校が活性化するような学校運営協議会にしてもらいたいというところはお願いをしています。

塩見委員 例えば、教育長さんが最初にお話をされたように、災害が起きたときに、学校の置かれている立場、学校運営協議会、そして地域のそれぞれの立場によって、対応をシミュレーションしていかなければならないという課題提起のようなものはあったのでしょうか。

廣田教育長 特にはしていませんけれども、ここは校長先生方がしっかり自校の課題として考えていくべきものと思っています。
ほかに御質問等ありませんか。

全委員 特になし。

廣田教育長 それでは、次に議題に入ります。

4 議事

(1) 議第 8 号 (福知山市立公民館運営審議会委員の委嘱について)

廣田教育長 議第 8 号「福知山市立公民館運営審議会委員の委嘱について」説明をお願いします。

西村生涯学習課長兼中央公民館長 ～資料に基づき説明～

会議案の 3 ページと 4 ページを御覧ください。

それでは、「福知山市立公民館運営審議会委員の委嘱について」御説明をさせていただきます。

まず、公民館運営審議会の設置の目的でございますけれども、社会教育法で定められた公民館には、公民館運営審議会を置いて、公民館における各種事業の企画実施について審査をするものとなっております。

市立公民館が企画実施をしている講座や教室、また公民館が主体となっていて行っている行事、そして、公民館の運営についても審議をするということになっております。毎年度の事業計画、今後の計画実施等を踏まえる中で、活動に向けての方向性や努力点、改善点等について、次の年の活動に生かしていくということも目的としております。

今回、審議会の委員として新たに委嘱をさせていただく方が 9 名いらっしゃいます。

現在審議会の委員になっている方については、令和 6 年 7 月 27 日から

令和8年7月26日までお願いしております。その中で、それぞれの団体から推薦をいただいておりますけれども、その団体の中で、委嘱された委員さんがその地位を退いた時、新たに推薦をいただいて、残りの任期を全うしていただきます。今回そういった方が9名いらっしゃいますので、議案として上げさせていただきました。
説明は以上でございます。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

廣田教育長 御質問、御意見はありませんか。

小林委員 直接関係ないかもしれませんが、公募委員というのは大体いつもどのぐらい応募があるものですか。

西村生涯学習課長兼中央公民館長
多くはないです。だいたい1名か2名です。

小林委員 ネットで検索して何年か前の名簿を見ましたが、ずっとこの2人が公募委員をされていますか。

西村生涯学習課長兼中央公民館長
この2人になられてからは、2期目ぐらいだったと思います。

廣田教育長 ほかに御質問等ありませんか。

全委員 特になし。

廣田教育長 議第8号について承認ということでよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

廣田教育長 次に、議第9号「福知山市文化財保護審議会委員の委嘱について」説明をお願いします。

（1）議第9号（福知山市文化財保護審議会委員の委嘱について）

井上文化・スポーツ振興室次長 ～資料に基づき説明～

議第9号「文化財保護審議会の委員の委嘱について」は、会議案6ページに記載があります。

説明につきましては、飛びまして10ページをお願いいたします。

8ページから福知山市文化財保護に関する条例について記載をしておりますが、文化財保護審議会につきましては、第8条に定めがございます。

「本市に文化財の保存及び活用を図るため、福知山市文化財保護審議会を置く」ということで定めをしております。

続いて第9条に、文化財保護審議会の委員について定めがございます。文化財保護審議会委員は、次に掲げるものから教育委員会が委嘱するということで、1点目が学識経験者、2点目がその他文化財に関し識見の高い者となっております、定員は12名、任期は2年ということで定めをしております。

ページ戻っていただきまして7ページを御覧ください。

今回で第32期になります文化財保護審議会の委員につきまして、任期は、令和7年8月1日から令和9年7月31日の2年間としております。表の1番の井口和起福知山公立大学名誉学長から、11番の柳瀬満男先生までの11名につきましては、留任ということをお願いしたいと考えております。

12番目に新任ということで、福知山公立大学地域経営学部教授の小山元孝先生をお願いしたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

廣田教育長 御質問、御意見はありませんか。

全委員 特になし。

廣田教育長 議第9号について承認ということでよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

廣田教育長 次に、報告・説明事項1の教育長決裁による後援承認事項について説明をお願いします。

5 報告・説明事項

(1) 教育長決裁による後援承認事項について

谷垣教育総務課企画管理係長 ～資料に基づき報告～

No.30 第76回福知山市陸上競技選手権大会

No.31 公益社団法人福知山市文化協会特別事業

上方男4人衆「昭和100年！歌で時代を振り返る!!」コンサート

No.32 第21回 しきなみ子供短歌コンクール作品募集

No.33 第3回 福知山市長杯 全関西小学生ソフトテニス大会

No.34 更生保護市民講演会

No.35 第17回救急フェスティバル みんなで守ろう福知山の救急

No.36 令和七年 冬巡業 福知山場所

廣田教育長 後援承認について御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員 特になし。

6 閉会

廣田教育長が閉会を宣言。